

川俣町移住・二地域居住支援金交付要綱

令和3年10月1日

川俣町告示第63号

(趣旨)

第1条 川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び川俣町移住・定住促進中期戦略に基づき、町は、転入及び二地域居住を促進し、本町の課題解決に必要な人材等を獲得することを目的とし、転入及び二地域居住により本町に定住する者に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住

本町外の地域から住民票の異動を伴い本町へ転入し、1年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を本町に構えることをいう。

(2) 二地域居住

本町外に生活拠点をもち、本町へ住民票の異動を行わずに一定期間（1年のうち通算して1か月以上）を本町で生活することをいう。

(3) 移住・二地域居住支援金

第4条で規定する交付対象者に対して交付する支援金をいう。

(交付金額)

第3条 川俣町移住・二地域居住支援金実施要領（令和3年川俣町告示第64号。以下、「実施要領」という。）で示す要件を満たす者に対し、移住及び二地域居住に要する経費として、最大30万円を移住・二地域居住支援金として交付する。

(対象者の要件)

第4条 移住・二地域居住支援金の交付対象者要件については、別に定める。

(交付対象者の登録)

第5条 移住・二地域居住支援金の申請をすることを予定している者は、転入または二地域居住の開始後速やかに、実施要領に定める書類を町長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 前条の規定により登録した者は、転入又は二地域居住の開始後3か月後以降に、実施要領に定める書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、転入日又は二地域居住を開始した日から起算して1年を経過する日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住・二地域居住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに当該申請者に交付の決定を実施要領に定める様式により通知する。

2 審査の結果、移住・二地域居住支援金の交付を不適当と認める場合は、その理由を付して当該申請者に不交付の決定を実施要領に定める様式により通知する。

(支援金の交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住・二地域居住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに実施要領に定める請求書を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに移住・二地域居住支援金を申請者に交付するものとする。

(交付申請及び交付請求の取り下げ)

第10条 第6条に規定する移住・二地域居住支援金の交付申請及び第8条に規定する移住・二地域居住支援金の交付請求の取下げを行う場合は、実施要領に定める様式を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった者、又は虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者に対して、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した移住・二地域居住支援金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、実施要領に定める様式により、交付決定の取り消しを受けた者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により交付した移住支援金の全部又は一部を返還させるときは、実施要領に定める様式により行うものとする。

4 町長は、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び立入調査)

第12条 町長は、必要があると認める場合、交付決定者に対して居住実態や就業状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(現況の報告)

第13条 移住・二地域居住支援金の交付を受けた者は、移住・二地域居住支援金の交付申請日から起算して1年を経過した日から1か月以内に、移住・二地域居住支援金の交付申請日から起算して1年を経過した日現在の継続居住及び就業の事実について、実施要領に定める書類により町長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。